

長崎市少子化対策情報発信業務委託に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

長崎市少子化対策情報発信業務委託

(2) 業務内容

長崎市少子化対策情報発信業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

5,660,000 円（消費税相当額を含む。）

(6) 成果品

ア 成果品の種類及び提出部数並びに提出期限

提出する成果品は、原則として日本産業規格 A 4 版（やむを得ない場合は A 3 版も可とする。）、文字サイズは全て 10 ポイント以上とし、紙媒体で 1 部作成する。併せて、データ等を収録した記憶媒体についても 1 部提出すること。

なお、報告書等の様式の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	書類名	提出部数	提出期限
1	チラシ	9,000 部	市と協議の上決定（契約締結後速やかに） チラシ完成前にチラシ素材の提出を求める場合がある。
2	動画	1 部	市と協議の上決定（契約締結後速やかに）
3	上記動画以外の広告配信物	1 部	広告配信開始の 1 週間前まで
4	広告の検証・分析レポート	1 部	広告配信の翌月 10 日まで
5	実績報告書（紙媒体及びデータ）	1 部	履行期間中

(7) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を

行うことがある。

(ア) 提案資格を満たさないこととなった場合

(イ) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を 5(3)の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和 7 年 6 月 13 日（金）
説明書その他資料配布期間	令和 7 年 6 月 13 日（金）から 令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 5 時 30 分まで
説明書等に対する質問提出期間	令和 7 年 6 月 13 日（金）から 令和 7 年 6 月 30 日（月）午後 5 時 30 分まで（必着）
質問に対する回答期限	令和 7 年 7 月 7 日（月）まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和 7 年 6 月 23 日（月）
提案書提出要請日	令和 7 年 6 月 25 日（水）
提案書提出期限	令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時 30 分まで（必着）
ヒアリング実施日	令和 7 年 8 月 4 日（月）
決定・非決定通知日	令和 7 年 8 月 6 日（水）
見積書提出期限	令和 7 年 8 月 12 日（火） ※特定者に対して長崎創生推進室から連絡します。
契約締結予定日	令和 7 年 8 月 19 日（火）

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類（第 1 号様式及び様式ア）

「公募型プロポーザル参加表明書」及び「担当者連絡先」

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 5 時 30 分必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(3) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 9 階

長崎市企画政策部長崎創生推進室（電話：095-829-1249）

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和 7 年 6 月 25 日（水）

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和 7 年 6 月 30 日（月）午後 5 時 30 分まで（必着）

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市企画政策部長崎創生推進室

電話：095-829-1249

E-mail: sousei@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-829-1262

(4) 質問に対する回答

令和 7 年 7 月 7 日（月）までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

文書番号	書類名	備考	作成要領
1	提案書	第4号様式	
2	組織調書	様式イ	直近の決算書及び公告日から起算して1月前に当たる日から提案書の提出日までに発行された商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。
3	業務等実績調書	様式ウ	① 過去に同種又は類似業務を実施した実績を記入すること。 ※同種業務とは、国、地方自治体又は企業・団体等の

			プロモーション、又はそれに類する業務をいう。 ② 過去5年間に実施・完了したものを記載すること。 ③ ②の記入内容を証明する書類（実績の写し等）を添付すること。
4	参考見積書	様式オ	① 予算額を超える場合は、審査の対象としない。 ② 人件費、物件費、その他経費ごとに明細を記載すること。 また、可能な範囲でチラシ・動画制作や制作物を用いた発信等の事業ごとに作成すること。
5	業務等の実施方針	様式ケ	業務に対する目的、内容及び取り組み体制、提案者の独自性などの特徴等を簡潔に記載すること。
6	業務等の実施手法	様式コ又は任意様式	① 実施にあたっての全体スケジュールを記載すること。 ② 業務実施手順を示す業務フローを記載すること。 ③ 実施にあたっての人員配置やその役割を記載すること。
7	企画内容	任意様式	以下を盛り込むこと。 ① 広告の量（活用する媒体数や表示回数等） ② メインキャッチコピーを含む対象者の興味関心を引くための企画の内容及び期待される効果 ③ 話題性や拡散性の向上のための企画内容及び期待される効果 ④ 創意工夫や独創性的内容

(2) 参考見積書の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積書を提出すること。

ただし、その取扱いは積算の際の参考および提案書を特定するための評価項目として用いることとする。
その際の評価の着目点は9に示す。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格 A4 版とし、文字サイズは全て 10 ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合は A3 版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出部数

提出書類一式をセットにしたものを紙で 1 部（会社名あり）提出することとし、提案書（第 4 号様式）については、裏面を白紙とする。また、データは P D F 形式で会社名ありのものと会社名なしのものをそれぞれ提出すること。

また、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

(5) 提出期限

令和 7 年 7 月 25 日 (金) 午後 5 時 30 分【必着】(提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。)

(6) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 9 階
長崎市企画政策部長崎創生推進室 (電話: 095-829-1249)

(7) 提出方法

持参、郵送 (配達証明付き書留郵便に限る。) その他宅配の方法 (郵便法 (昭和 22 年法律第 165 号) 第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。) による。

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施予定日

令和 7 年 8 月 4 日 (月) (詳細については別途、ヒアリング予定表 (様式セ) にて通知する。)

(2) 持ち時間

説明 20 分以内及び質疑応答 15 分程度 計 35 分程度を予定

説明 (プレゼンテーション) 及び質疑応答を実施する。

持ち時間については参加者数に応じて設定することとする。

※詳細については別途、ヒアリング予定表 (様式セ) にて通知する。

(3) 出席者

5 人以内とする。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は本市で用意する。

説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

事業の提案のうち、提案する広報媒体の選定理由及び広告量については、根拠を用いてわかりやすく説明を行うこと。また、そのほか実施体制についても説明を行うこと。

なお、気象状況等により、テレビ会議方式などでヒアリングを行う場合がある。テレビ会議の場合の通信料等の負担は提案者で行うこととする。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和 7 年 8 月 6 日 (水)

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。合計点が最も高い者を受託者として決定する。また、複数者の合計点が同点となった場合は、「提案内容評価」が最も高い者を、その複数者の「提案内容評価」の合計点が同点となった場合は参考見積額の金額が最も低い者を、さらに、その複数

者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。

なお、委員全員の配点の合計点が出席委員全員の評価の合計点が満点の2分の1未満の場合は、当該企画を失格とする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所9階

長崎市企画政策部長崎創生推進室

電話：095-829-1249 FAX：095-829-1262 E-mail: sousei@city.nagasaki.lg.jp